

# 平成30年度政府予算編成等に関する 提案・要望について

平成29年7月  
奈良県

※平成29年7月22日時点

## 提案・要望項目一覧表

1. インバウンド観光振興と地方創生関連交付金（内閣官房）	・・・ P. 1
2. 地方大学の活性化に向けた財政支援（内閣官房）	・・・ P. 3
3. 地方消費税の清算基準の抜本的見直し（総務省）	・・・ P. 4
4. 「森林環境税（仮称）」について（総務省）	・・・ P. 6
5. 奈良の仏像海外展示（文部科学省）	・・・ P. 7
6. 文化財の保存及び活用の推進（文部科学省）	・・・ P. 8
7. 京奈和自動車道の整備推進（国土交通省）	・・・ P. 9
8. 奈良県内の高速道路ネットワークの充実（国土交通省）	・・・ P. 10
9. 紀伊半島アンカールートの整備推進（国土交通省）	・・・ P. 11
10. 地方創生、国土強靭化に向けた計画的道路整備の推進（国土交通省）	・・・ P. 12
11. リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期実現（国土交通省）	・・・ P. 13
12. 大和川流域の総合治水対策の推進（国土交通省）	・・・ P. 14
13. 大規模災害に備えた国の支援の充実（国土交通省）	・・・ P. 16
14. 熊野川の総合的な治水対策の推進（国土交通省）	・・・ P. 17
15. 流域下水道の持続的な機能の確保（国土交通省）	・・・ P. 18
16. 「（都）西九条佐保線」・「鉄道高架」・「新駅設置」の整備促進（国土交通省）	・・・ P. 19
17. 県と市町村との連携まちづくり（奈良モデル）への支援（国土交通省）	・・・ P. 20
18. ホテルを核とした賑わいと交流のまちづくりへの支援（国土交通省）	・・・ P. 21
19. 平城宮跡歴史公園の整備推進（国土交通省）	・・・ P. 22
20. 奈良公園の魅力向上させるプロジェクト推進に必要な支援（国土交通省）	・・・ P. 23
21. 陸上自衛隊駐屯地の配置要望（防衛省）	・・・ P. 24

# インバウンド観光振興と地方創生関連交付金

【担当省庁】内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)

## 現状と課題

- 本県は、20年後となるリニア奈良市附近駅開業をも見据え、**インバウンド観光戦略を強力に推進する予定。**

その柱は、①滞在型観光「泊まる奈良」の実現と、②豊富な文化資源を活用する「活かす奈良」の実現。

- ①については、**宿泊施設の質と量の飛躍的向上が急務**であり、以下の取組を推進。

・ 県営プール跡地の活用による、賑わいと交流の拠点整備と併せたホテル誘致(JWマリオットホテル)

(JWマリオットホテルのイメージ)



- ・ 奈良公園のブランド化と併せた上質な宿泊施設の整備(吉城園周辺地区、高畠裁判所跡地)

(吉城園周辺地区のイメージ)



(高畠裁判所跡地のイメージ)



知事公舎（左）・副知事公舎（右）を活用した宿泊施設

庭園と調和した宿泊施設（左）、飲食交流施設（右）

- ・ 政策間連携による複合施設における宿泊施設併設(（仮称）奈良県国際芸術家村、なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC))

※ 国が進める宿泊施設を含む**旧奈良監獄**の保存・活用事業とも積極的に連携。

(旧奈良監獄のイメージ)



- ②については、**知事部局に文化資源活用課を設置**して取組を進めており、今後、以下の取組を推進。

・ 歴史文化資源の国際展開(国のジャポニスム2018への積極的参画、2019年ギメ東洋美術館・大英博物館における著名仏像の展示)

・ (仮称)奈良県国際芸術家村における修理観光の拠点整備

((仮称)奈良県国際芸術家村のイメージ)



- 本県の地方創生の核となるインバウンド観光振興の取組については、以上のとおりソフト事業に加え、**ハード(施設整備等)事業が欠かせない**。

今後とも社会资本整備総合交付金や文化庁・観光庁関係の補助金の獲得に努めるが、省庁ごとの「縦割り」で一部しか対象とならない、地域に即した複合的な機能・効果を備える施設の一体的整備に適した補助制度がない等の限界もあり、**地方創生推進交付金**や**28年度補正予算**で創設された**地方創生拠点整備交付金**など**地方創生関連交付金**により推進を図らざるを得ない。

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えると、地方版総合戦略の対象期間である**平成31年度まで**が正念場であり、施設整備等をはじめ**複数年での事業展開**を視野に入れる必要がある。

## 国にお願いすること

### 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金の継続及び弾力的な運用

- 平成30年度予算においても地方創生推進交付金を措置するとともに、インバウンド観光振興等のため一層の効果的な活用が図られるよう、**弾力的な運用**を図ること。
- 地方創生推進交付金に加え、地方創生拠点整備交付金の継続などにより**施設整備事業の需要に適切に配慮**するとともに、**交付額上限の目安の撤廃**に加え、**複数年**にわたる事業展開に十分配慮した制度設計や**弾力的運用**を図ること。

### (参考)

#### 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」(抜粋)

##### Ⅰ 地方創生の推進

- 1 地方創生・人口減少対策のための財源確保  
(2)地方創生推進交付金の拡充及び弾力的な運用

地方創生が事業展開の段階に入っているなかで、地方版総合戦略に基づく施策や事業を安定的・継続的に推進する必要があること、交付金に対する地方の期待が極めて高いことなどから、「**地方創生拠点整備交付金**」の**弾力的な運用**を図ること等により、**施設整備事業の需要に適切に配慮**するとともに、平成29年度当初予算において国費ベースで前年度と同額の1,000億円が計上された「**地方創生推進交付金**」について**拡充・継続すべき**である。その際、**交付額上限の目安の撤廃**など、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地方創生の更なる深化や取組みの全国展開に向け、**地方の実情を踏まえた、より弾力的な運用**を図るべきである。

このほか、地方創生関連補助金等についても、新たな発想や創意工夫を活かせるよう、要件の緩和など**弾力的な取扱い**を行うべきである。

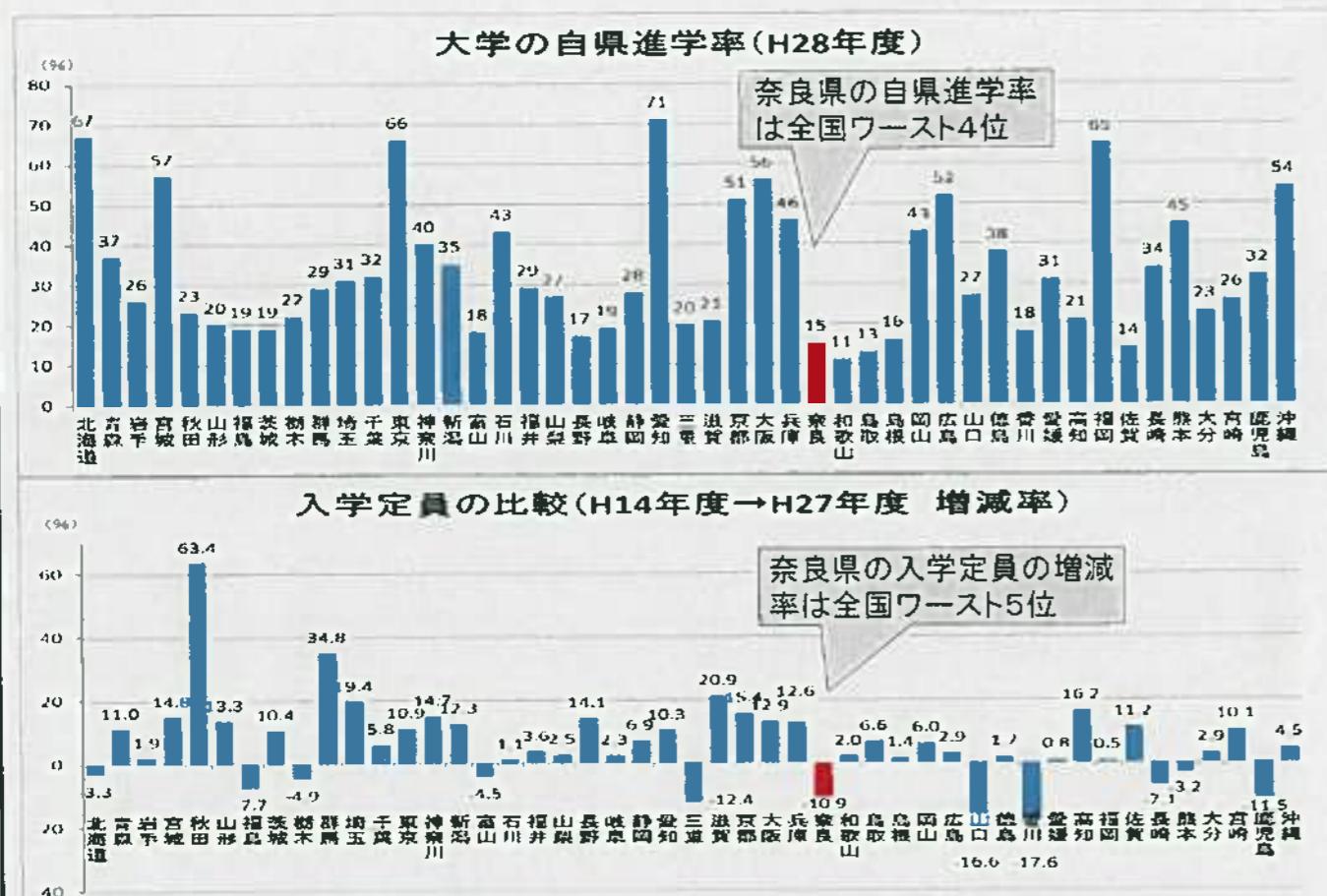
【県担当部局】 総務部、地域振興部

# 地方大学の活性化に向けた財政支援

【担当省庁】内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部)

## 現状と課題

- 国においては、「人材への投資による生産性向上」が今後の政策の中心に据えられているが、地域におけるその実現には、**地方大学の活性化が不可欠**である。
- 特に、本県では、大学入学時に当たる18歳・19歳の転出超過が大きく、**高卒者の自県進学率は15%**(全国ワースト4位、平成28年度学校基本統計)にとどまっている。そうした傾向を受けて**入学定員の縮小傾向も顕著**なものとなっている(平成14年度→平成27年度で▲10.9%。減少率は全国ワースト5位)。

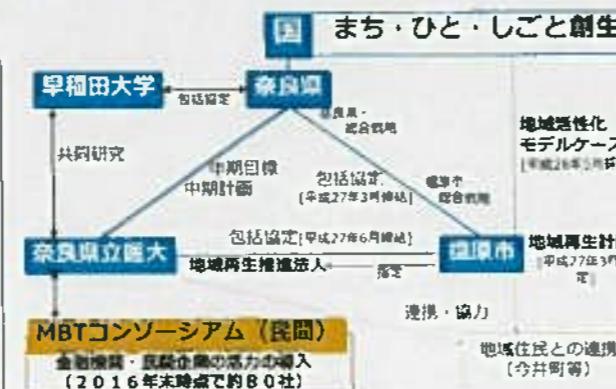


このため、県内の進学需要に的確に対応するとともに、地域を担う多様な人材やグローバル化に対応した人材を育成すべく、**地方大学が特色ある取組を進めること**が喫緊の課題となっている。

### 奈良県立医大による取組例

MBT(Medicine-Based Town, 医学を基礎とするまちづくり)

奈良県立医大では、医大及び近接地域において、民間活力を導入しながら、医学・医療の知識や技術を活用したまちづくり、新産業創生及び地方創生に取り組んでいる。(2014年内閣府 地域活性化モデルケース「飛鳥シティ・リージョン」の元気創造に採択)



- このような状況の下、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においては、「**地方大学**が、産学官連携の下、地域の中核的な産業の振興とその専門人材育成等の振興計画であって、「**地方版総合戦略**」に位置付けられたものを策定する場合、**モデルとなる先進的な取組**については、有識者の評価を経て、当該取組に対して**重点的に支援する**」とされているが、こうした取組の際には、ソフト面のみならず、**学习・教育環境、研究環境の充実**の観点から施設整備等の取組を進めることが不可欠となる。

### 奈良県立大学の施設整備イメージ

- ▷ 奈良県立大学では、「奈良の再発見を通して日本と世界に貢献する」ため、対話型少人数教育(コモンズ制)とフィールドワークに重点をおいて、地域社会及び国際社会で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。
- ▷ このため、コモンズ制に対応した施設や、地域との交流活動の拠点としても活用できる施設の整備が必要。



- そして、**全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」**において、「**地方**を担う多様な人材の育成や産学官連携による地域の中核的な産業振興を促進するため、**地方大学**が地方公共団体や産業界との間でコンソーシアムを構築し、首長のリーダーシップのもと、地域の中核的な産業の拡充と専門人材の育成に地域が一丸となって取り組む**優れたプロジェクト**やそのための施設整備等に対して、**国家的プロジェクト**と位置づけて、**国による高率の財政支援制度を創設すべきである。**」とされている。

## 国にお願いすること

- 地方創生推進交付金その他の財政支援制度において、**地方大学の特色ある取組を支援する新たな枠組み**を創設すること。
- その際、**ソフト事業のみならずハード事業(施設整備等)**についても対応が必要なことから、**地方創生拠点整備交付金の継続やその中の積極的メニュー化**などにより適切に配慮すること。

# 地方消費税の清算基準の抜本的見直し

【担当省庁】総務省

## 現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「平成30年度税制改正に向けて、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるために、統計データの利用方法等の見直しを進めるとともに、必要に応じ人口の比率を高めるなど、抜本的な方策を検討し、結論を得る」とされている。

平成29年度税制改正において、先鞭として人口の比率が2.5%引き上げられたが、平成30年度税制改正において抜本的見直しを実現すべきである。

### 【平成28年度までの清算基準】

統計基準	小売年間販売額(H19商業統計)	75%
統計基準	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	15%
統計基準	従業者基準	10%

### 【平成29年度税制改正後の清算基準】

統計基準	小売年間販売額(H26商業統計)	75%
統計基準	サービス業対個人事業収入額(H24経済センサス活動調査)	17.5%
統計基準	従業者基準	7.5%

- その際、最終消費の実態を反映すべき清算基準としては、需要側の統計を用いることが本来望ましいが、サンプル調査であること等を理由として用いられない。

現行清算基準は、その代わりに商業統計や経済センサス活動調査といった供給側の統計に大きく依存しているが、これらは調査段階から中間消費が混入するなど、正確に最終消費を把握できる統計となっていない。

需要側の統計の代わりとしては、供給側の統計よりも人口を重視すべきである。

- 全国知事会「地方税財源の確保・充実等に関する提言」においても、「人口を重視した地方消費税の清算基準の見直し」として、「統計改革の動きも踏まえ地方消費税に係る税収の最終的な帰属地と最終消費地を一致させることを目的として統計データの利用方法等の見直しを進め、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものとともに、商業統計や経済センサス活動調査において正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。」とされている。

## 国にお願いすること（具体的提言）

### 統計データの利用方法

- 供給側の統計データのうち正確に都道府県別の最終消費を把握できていない以下のデータを除外すること。

#### ○商業統計(小売年間販売額)

訪問販売、自販機販売、家電等の耐久財・半耐久財、ガソリン等

※ 統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される予定であり、その場合には現行商業統計よりも精度が落ちる経済センサス活動調査に乗り換えるのではなく、小売年間販売額データ丸ごと除外すべき。

#### ○経済センサス活動調査(サービス業対個人事業収入額)

知的サービス(学術研究、専門・技術サービス業)、物品賃貸業、通信教育、持ち帰り配達飲食サービス、医療・福祉、火葬・墓地管理業

- 統計カバー外の代替指標を人口に統一(経済センサス基礎調査による従業者数の利用を廃止)すること。

統計カバー外の消費の実態を分析すれば、ネット・カタログ販売類似の取引か、中間段階のモノの取引か、官公庁等の統計で人口との高い相関が認められるものに大別される。いずれについても代替指標は人口が適当。

※ 従業者数の比率の導入経緯は、料理飲食等消費税等を統合して地方消費税が創設されたことに由来する。

すなわち、当時は飲食サービスが殆どカバーされないなどサービスに係る統計カバー率が低かった一方で、統計カバー外のサービスの代替指標として従業者数の比率12.5%が導入された。そして、平成27年度税制改正以降、サービスに係る統計カバー率の向上を受けて、従業者数の比率は7.5%まで引き下げられた。

ただし、調整対象となった料理飲食等消費税等の代替として導入された経緯に基づけば、地方消費税率が引き上げられていること(1%→1.7%)も勘案すべきであり、その場合、従業者数の比率は、最大でも、税率を割り戻した4%強(平成31年10月予定の更なる引上げを反映すれば、3%強)でよいことになる。

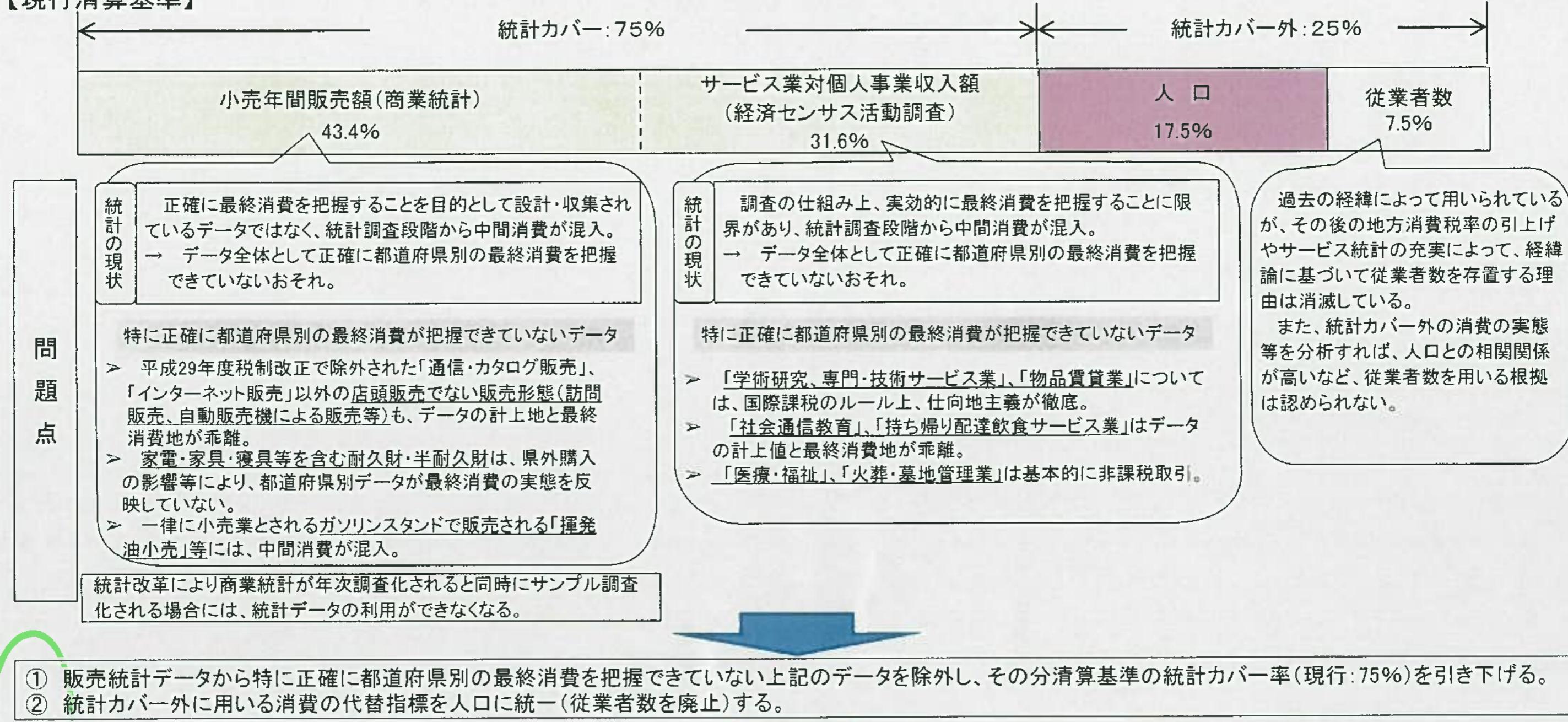
また、地方消費税創設以降のサービスに係る統計カバー率の向上のうち平成27年度税制改正に至るまでの未反映分が10%ポイント以上あり、うち飲食サービスの統計の充実だけでも約5%ポイントあることも勘案すべきであり、結局、地方消費税創設時の経緯に基づけば従業者数の比率を存置する理由は消滅していることになる。

### 人口の比率

- による統計カバー率(現行75%)の低下及び②による従業者数の廃止により、人口の比率を60%(上記①※の統計改革の動きを踏まえ、商業統計がサンプル調査化されるのであれば80%)以上にまで引き上げること。

## 奈良県の地方消費税清算基準見直し提言

### 【現行清算基準】



### 【見直し後】

上記①の除外によって、販売統計データの消費税収から割り戻した課税ベースに対する割合が減少するため、人口の比率は、60%以上にまで大幅に引き上げる必要。



さらに統計改革により商業統計が年次調査化されると同時にサンプル調査化される場合、小売年間販売額データの利用そのものを廃止し、人口の比率を80%以上にまで引き上げる必要。



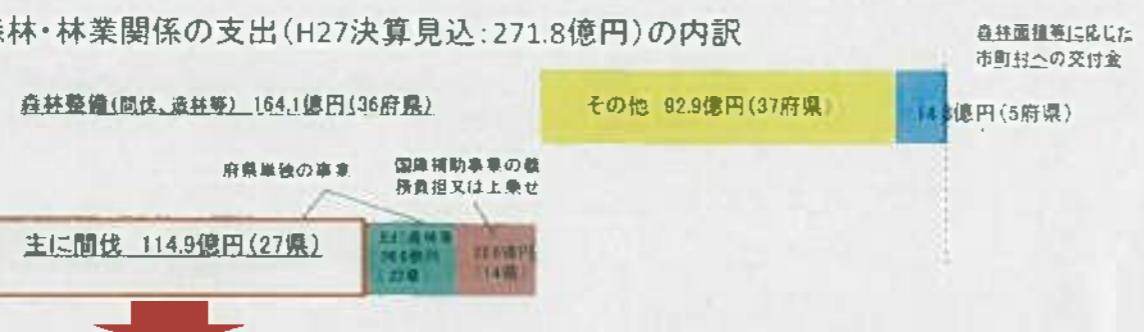
## 「森林環境税(仮称)」について

### 現状と課題

- 平成29年度与党税制改正大綱では、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることが基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。」とされている。

- しかし、森林環境税(仮称)の使途として想定される施業放置林の間伐は、多くの府県で独自の超過課税を導入の上、既に実施している。森林関係法令の見直しにより市町村の役割として明確化することが検討されているが、それにより財政需要が増加するとどこまで説明できるかという課題がある。

#### ●超過課税の森林・林業関係の支出(H27決算見込:271.8億円)の内訳



事業態様	事業主体等	金額	該当府県
県実行	県が実施	37.6億円	【7県】山形、栃木、群馬、神奈川、富山、愛知、佐賀
県から補助	森林組合等(市町村を含む事業もあり)が行う間伐等に対する補助	50.4億円	【19県】岩手、宮城、秋田、山形、福島、神奈川、石川、静岡、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島
県から委託	県が私有林の間伐等を市町村に委託	2.7億円	【1県】奈良県
県から補助	市町村が私有林で行う間伐等に限って補助	24.2億円	【4県】茨城、神奈川、福岡、佐賀

【林野庁作成資料】

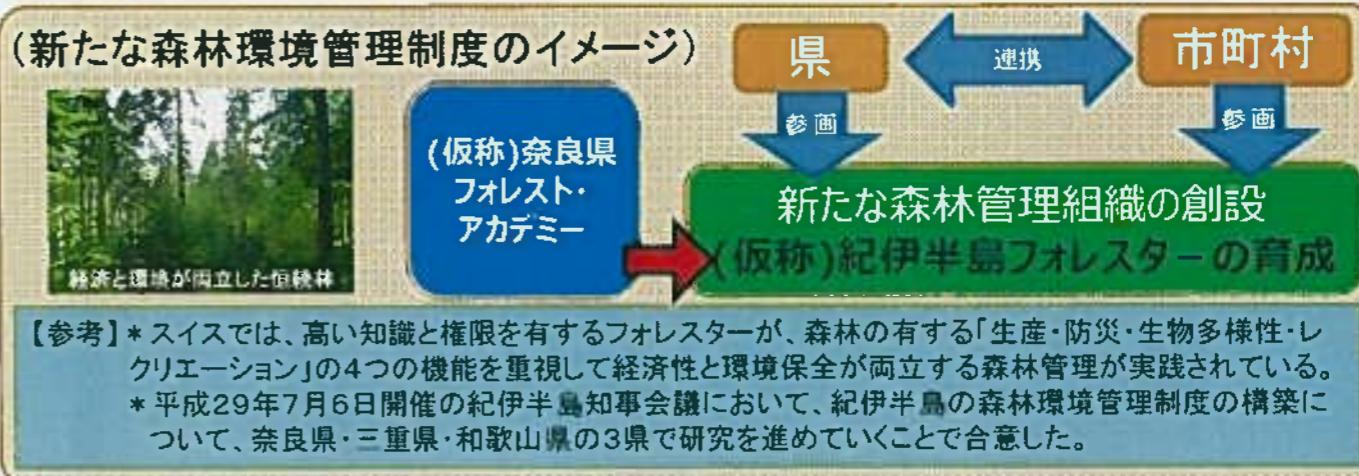
- とりわけ、私有林の間伐等を県が市町村に委託している本県では、導入済みの超過課税と使途がより直截に重複し、新たな負担に県民の理解を得ることは必ずしも容易でない。

【担当省庁】 総務省

- 他方、森林関係法令の見直しを行うとしても、市町村の林業技術職員等の確保・育成・配置に時間を要し、森林整備の担い手不足等の課題に対応する必要があるなど、都道府県の役割が一定程度生じてくる。

さらに、本県においては、紀伊半島大水害で大きな被害を受け、改めて持続可能で災害に強い森林づくりが求められていること等を踏まえ、三重県・和歌山県と連携して、新たな森林環境管理制度の導入に向け、以下の検討を進めている。

- ①紀伊半島に相応しい森林環境管理制度のあり方
- ②新たな森林環境管理制度の担い手となる人材を育成する(仮称)奈良県フォレスト・アカデミーの整備
- ③県・市町村連携による新たな森林管理組織の設置



- このような状況の下、森林環境税(仮称)に係る財政需要や使途を、市町村を主体とした森林整備のみに求めることは必ずしも十分ではない可能性がある。

### 国にお願いすること

- 森林環境税(仮称)の制度設計においては、住民負担の増加の抑制を図りつつ、これまでの経緯や市町村の実情を踏まえ、都道府県の役割について、広域調整や市町村の補完機能のみならず、今後果たすべき役割を積極的に評価し、紀伊半島の新たな森林環境管理体制の構築に活用できるなど、その役割に応じた財源確保を適切に行う仕組みとすること。
- 上記の点を含め、森林環境税(仮称)の使途については、現在、都道府県を中心として独自に課税している超過課税への影響が生じないようにしっかりと調整すること。

【県担当部局】 農林部新たな森林管理体制準備室、森林整備課、総務部税務課

# 奈良の仏像海外展示

【担当省庁】文部科学省・文化庁

## 奈良県における取組

奈良県は、一昨年来、下記のとおり県主催の「奈良の仏像海外展」を企画し、国の関係機関に協力を要請してまいりました。

文化庁、国際交流基金をはじめとする関係機関のご協力に感謝申し上げます。

記

### I 趣旨

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に日本の文化の源流を発信すべく、東アジア、中央アジアとのゆかりの深い奈良の仏像等を欧州の著名な美術館で展示

### II 開催概要（案）

- ①開催時期：2019年（オリンピックの前年）
- ②開催場所：パリ（ギメ東洋美術館）  
ロンドン（大英博物館）
- ③開催主体：奈良県

### III 関係機関（県からは協力依頼済）

文化庁、外務省、（独法）国立文化財機構（東京国立博物館、奈良国立博物館）、（独法）国際交流基金、（一財）自治体国際化協会

#### 奈良の仏像海外展示企画委員会

##### 〈委員〉

奈良県知事	荒井正吾
奈良県文化政策顧問	青柳正規（委員長）
奈良大学文学部文化財学科 教授	関根俊一
京都大学大学院文学研究科 教授	
兼 奈良県学芸政策顧問	根立研介
奈良県立橿原考古学研究所 所長	菅谷文則

##### 〈特別委員〉

文化庁美術学芸課 主任文化財調査官	奥 健夫
文化庁美術学芸課 国際文化財交流協力官	樋口理央
東京国立博物館 副館長	井上洋一
奈良国立博物館 学芸部長	内藤 宗
国際交流基金 文化事業部長	伊東正伸

昨年5月の日仏首脳会談後、本企画のうちパリでの開催につきましては政府が開催される「ジャポニスム2018」の一翼を担う企画と位置づけてほしいとのご要請があり、喜んでお受けしました。

## 国にお願いすること

「ジャポニスム2018」の機会に奈良のトップクラスの仏像を海外の著名美術館に展示することは、2020年東京オリンピック・パラリンピックを前に、日本文化の高いレベルを海外に発信でき、欧州からの訪日客の増加につなげる絶好の機会と考えます。

現在、県内社寺の国宝等を中心に、出陳交渉中ですが、**トップクラスの仏像の展示が実現**するよう、引き続きサポートをお願いしたい。  
具体的には、以下の点をお願いしたい。

- (1) 専門的な知見に基づく奈良の仏像海外展示の取り組みへの全般的な助言。
- (2) 国宝等重要な文化財の海外への搬出入や開催館における円滑な展示への技術的、人的な支援。



引用：秋山光和編著『世界の美術館14 ギメ東洋美術館』講談社、1965

# 文化財の保存及び活用の推進

【担当省庁】文部科学省、文化庁

## 奈良県における取組

### 1. 社寺等をはじめとする文化財の保存・整備について

- ① 県内の社寺や市町村において、文化財の保存整備に取り組んでいるが、近年国庫補助金の配分が低下し、事業内容の大幅な変更や完成時期の先送りが発生している。

H29要望額 2,538百万円 → 補助額 2,164百万円(要望額に対し85%)  
H28要望額 2,553百万円 → 補助額 2,085百万円(要望額に対し82%)

- ② 市町村が史跡の整備を行うにあたっては、文化庁の50%補助に加え、県の補助を上乗せしているが、財政規模による補助率のかさ上げがなく、財政規模の小さい自治体が大規模な史跡等の整備活用を行うにあたり市町村の負担が過大となっている。

### 2. 国有史跡公有化事業及び管理事業について

- ① 現在藤原宮跡において国の委嘱を受け、世界遺産登録に向けた公有化を鋭意進めているが、十分な予算が確保されず進捗が滞っている。  
② 他の国有史跡においても国からの補助を受け市町村が維持管理を行っているが、補助単価が実際の費用と比べ低いため、市町村の負担が過大となっている。

### 3. コミュニティ形成による無住社寺対策について

- ① 現行の指定文化財管理費補助制度は、防災機器の点検・修理や建造物の小修理などに対象が限定されているため、無住社寺を中心としたコミュニティ形成による安全性確保に十分に対応できない。  
また地域の活性化に資する公開活用についても、これを促進するような補助メニューがないため、文化財を核とした地域の活性化が停滞している。

### 4. 文化財の耐震対策について

- ① 昨年4月に熊本県等において発生した地震により、文化財にも大きな被害が発生しており、文化財の耐震対策は喫緊の課題。  
建造物の耐震対策については、耐震診断及び耐震対策工事は国庫補助の対象となっているが、補助率が低いため文化財所有者に多大な負担となっている。

## 国にお願いすること

### 1. 社寺等をはじめとする文化財の保存・整備に対する財政支援の強化について

- ① 文化財の保存整備・活用に関する補助金  
総額の増額をかけること  
② 財政規模の小さい自治体が大規模史跡等の保存整備を行う場合、補助率のかさ上げをすること



(奥福寺境内整備)

### 2. 国有史跡の公有化事業予算の確保及び管理に対する財政支援の強化について

- ① 藤原宮跡の公有化予算を増額すること  
② 国有史跡の管理事業にかかる単価、補助率を見直すこと



(特別史跡藤原宮跡)

### 3. コミュニティ形成による無住社寺対策に資する交付金の創設について

- ① 以下の経費を対象とする自由度の高い交付金制度を創設すること。  
・無住社寺を中心とした地域安全計画の策定経費  
・美術工芸品及び民俗文化財に関する小規模事業  
・公開・活用に要する経費  
・警備会社への警備委託に要する経費



高福寺(野迫川村)

### 4. 文化財の耐震対策について

- ① 建造物の耐震診断及び耐震対策工事については、補助率を災害復旧事業並にかさ上げするなど、算定方法を変更し、文化財所有者への財政的支援を講じること。

# 京奈和自動車道の整備推進

【担当省庁】国土交通省

国にお願いすること

## ■ 大和北道路・大和御所道路の整備促進

- ① 大和御所道路(橿原北IC~橿原高田IC)の用地・工事促進
- ② 大和北道路((仮称)奈良IC~郡山下ツ道JCT)の用地促進

## 奈良県における取組

○ 奈良県地方創生総合戦略 基本目標:「働いて良し」

脱ベッドタウンを図り、仕事の場を奈良でつくるため「企業誘致」などに取り組む



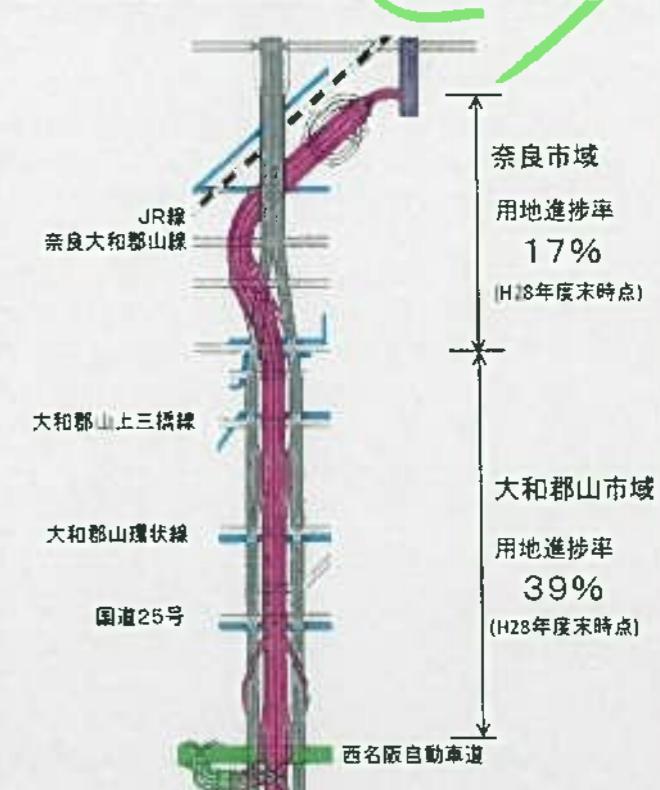
『奈良県の地方創生には 京奈和自動車道の早期整備が必要』

## 京奈和自動車道の整備状況

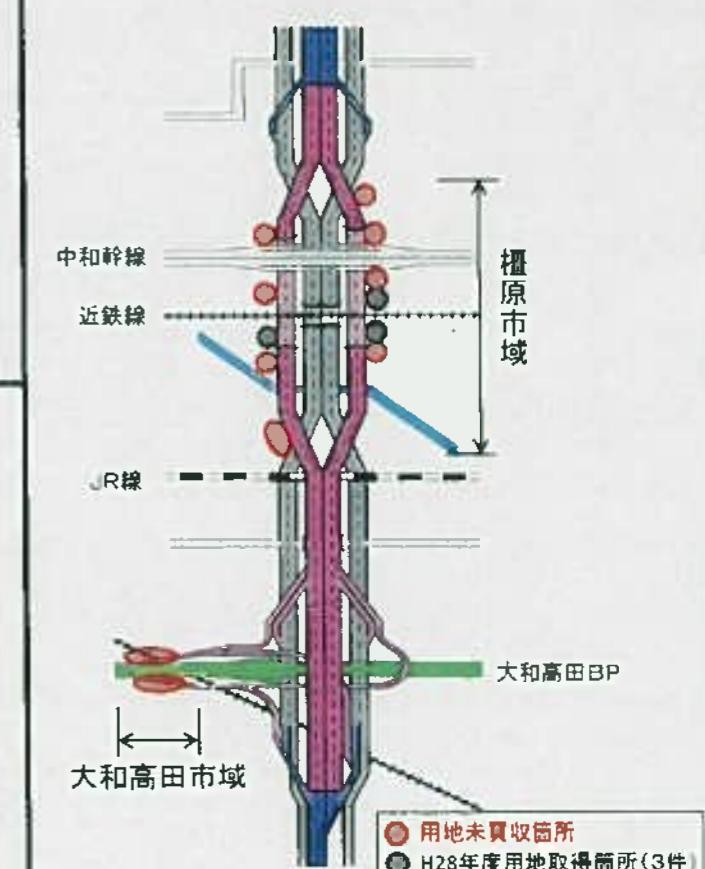


\* 国土地理院の5万分の1の地形図を転載  
(奈良県道路網図(平28近復、第23号))

大和北道路 用地進捗率: 20%(H28年度末)



大和御所道路 用地進捗率: 94%(H28年度末)  
(残用地: 104件)



県では、昨年10月より用地職員を2名増員し、  
奈良国道事務所と県による用地交渉を実施

【県担当部局】 県土マネジメント部道路建設課

# 奈良県内の高速道路ネットワークの充実

【担当省庁】国土交通省

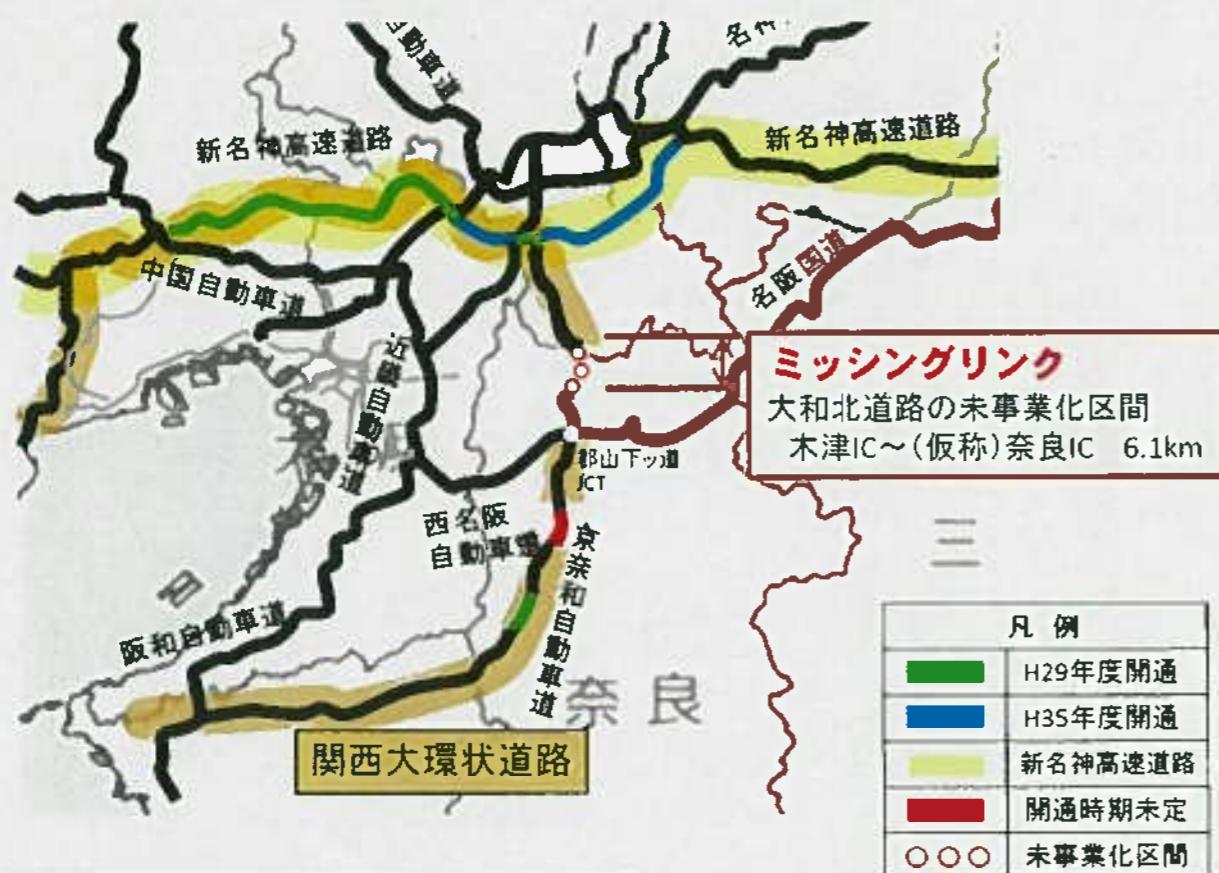
国にお願いすること

## ■高速道路ネットワークの早期完成

- ① 第二阪奈有料道路のネクスコ西日本移管
- ② 大和北道路の『合併施行方式』による新規事業化

## 【近畿圏の高速道路ネットワークの状況】

- 平成35年度には、新名神高速道路の全線開通
- 新名神高速道路沿線は企業進出が好調
- 京奈和自動車道奈良県域のみミッシングリンクが存在

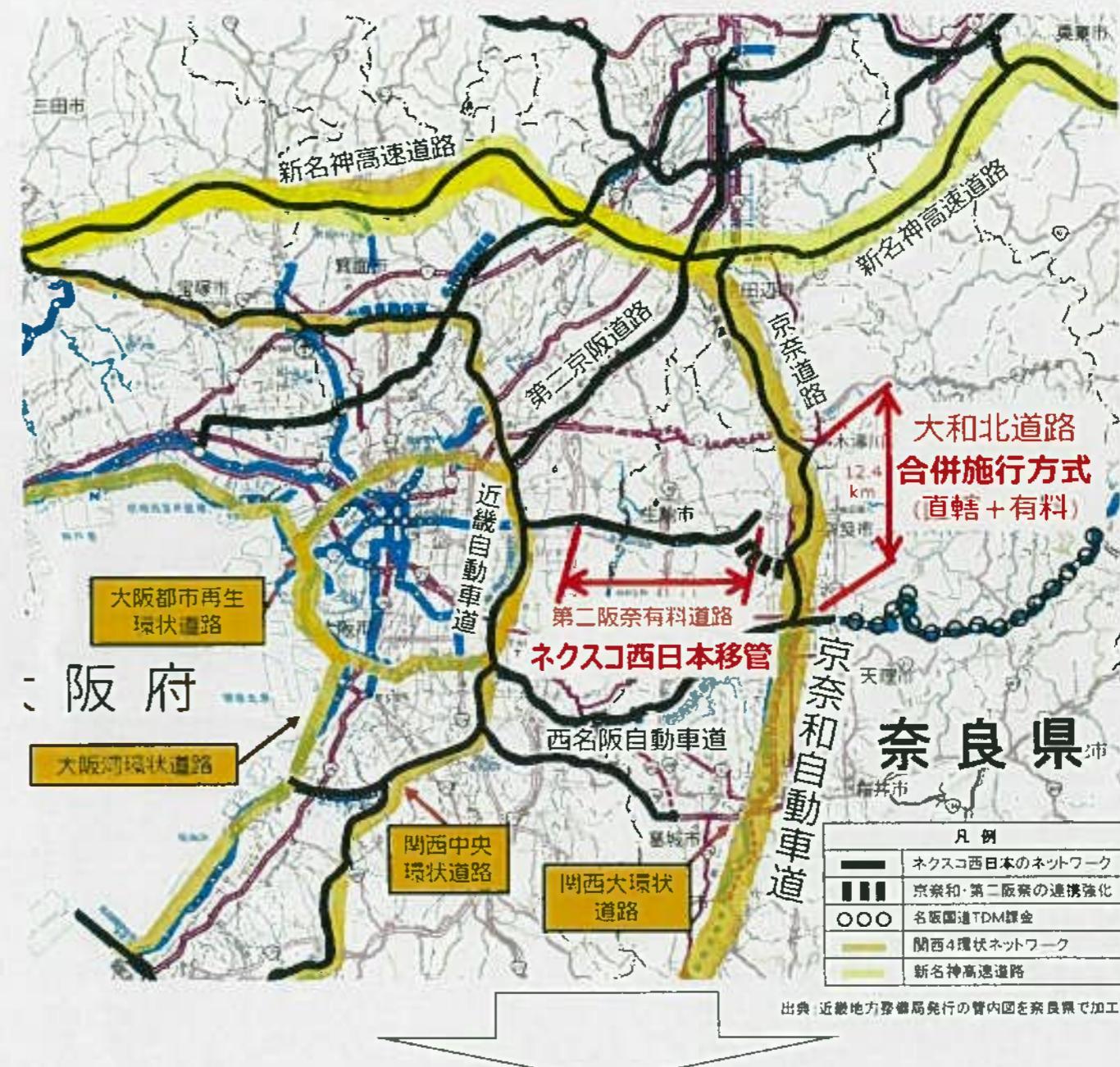


### 大和郡山市内の企業の声(H29.5ヒアリング)

- ・現在は京都・滋賀方面へ納品する場合、奈良市内の渋滞箇所を迂回し、西名阪から近畿自動車道の経路を選択している。
- ・到着時間が読めないことでトラックドライバーの長時間労働が問題となっている。
- ・定時性確保や複数経路の確保のためには、大和北道路の早期整備を非常に期待している。

## ■ネクスコ西日本ネットワークによる大和北道路の早期完成

- ⇒ 第二阪奈有料道路と大和北道路を一体的にネクスコ西日本のネットワークに組み入れ、交通流動も含め、広域的・一元的な運営が合理的
- ⇒ H29年度：本省高速道路課と移管等の協議を開始



・第二阪奈有料道路のネクスコ西日本への移管について、  
今年度中に必要な手続きを終える

・大和北道路の早期完成に向け、平成30年度新規事業化  
直轄道路事業 + 有料道路事業の『合併施行方式』

# 紀伊半島アンカールートの整備推進

【担当省庁】国土交通省

国にお願いすること

## 1. 国道168号 五條新宮道路(地域高規格道路)の未整備区間の早期事業化

- ① 新天辻工区の平成30年度新規事業採択 (H29年度辻堂バイパス完成)
- ② 十津川道路(Ⅱ期)の権限代行による早期事業化

## 2. 事業中区間の着実な推進

(国道168号)

- ③ 十津川道路(国)の完成年度の確定・公表
- ④ 長殿道路、風屋川津・宇宮原工区(国)の用地・工事促進
- ⑤ 阪本工区(県)の予算確保

(国道169号)

- ⑥ 伯母峯道路(国)の用地促進・早期工事着手

## 【頻発する通行規制】

○大雨、災害による通行規制が頻発し、地域住民の生活や地域産業、観光に多大な影響

○国土強靭化・地方創生には、国道168号 五條新宮道路(地域高規格道路)の早期整備が急務

## 国道168号の被災状況

### ①新天辻工区区間

平成28年度大規模法面崩落により70日間の通行止めが発生

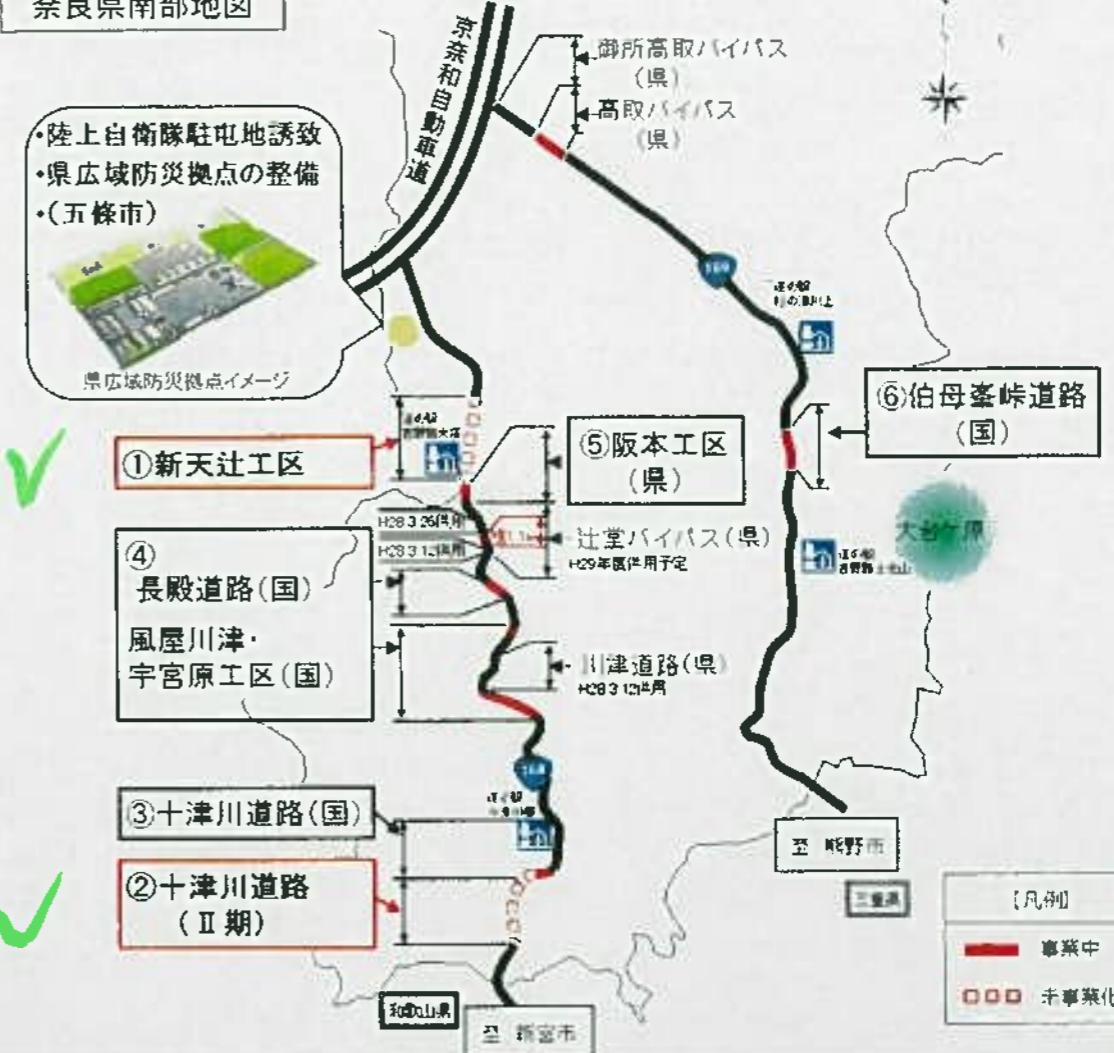


### ②十津川道路(Ⅱ期)区間

平成27年度大規模法面崩落により61日間の通行止めが発生

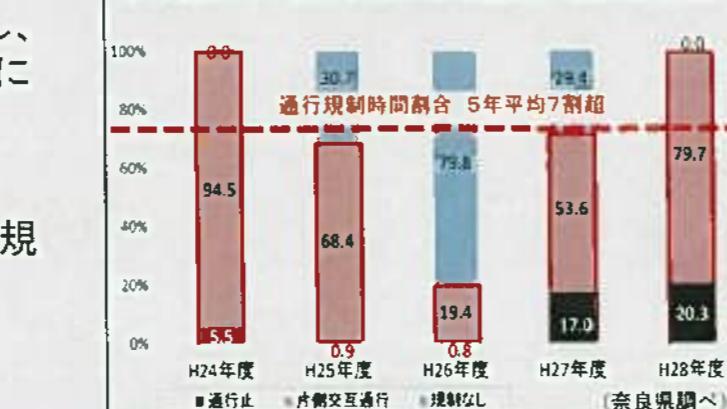


奈良県南部地図



### ○年間7割を超える時間で通行規制が発生

国道168号 大雨、災害による通行規制時間割合



### ①新天辻工区



### ②十津川道路(Ⅱ期)



【県担当部局】 県土マネジメント部道路建設課

# 地方創生、国土強靭化に向けた 計画的整備の推進

【担当省庁】国土交通省

地方創生、国土強靭化に向けた計画的な道路整備には、  
道路改築と道路管理が両輪となった事業推進が必要

## ■ 奈良県の道路改築事業の取組

奈良県は道路整備が他県に比べ大きく立ち後れ

道路整備を総合的かつ計画的に進めるため、「奈良県道路の整備に関する条例」(H25.4.1施行)を定め、これに基づき「奈良県道路整備基本計画」(H26.7)を策定

また、本県独自の地方創生に取組むのと同時に、国土の強靭化を図るため、「奈良県地方創生総合戦略」(H27.12作成)及び「奈良県国土強靭化地域計画」(H28.3)を策定し、道路整備を強力に推進



○ 道路整備基本計画における  
H26～H30の必要額は、約630億円

5か年の必要額	
不足額	154億円
補正予算	84億円
当初予算	392億円

財特法が切れると  
さらに、厳しくなる  
※ 補正予算：  
H26～H28の  
3年平均×5年  
※ 当初予算：  
H26～H29の  
4年平均×5年

必要額  
630  
億円

## ■ 奈良県の道路管理事業の取組

道路法施行規則の改正（平成26年7月1日施行）

橋梁、トンネル、大型構造物について5年に1回の定期点検が義務化（近接目視）

定期点検結果に基づく補修が必要  
「奈良県国土強靭化地域計画」(H28.3)を推進

○ 長寿命化計画及び災防・舗装修繕等におけるH30～H34の必要額は、  
**約391億円**

5か年の必要額

不足額 99億円
補正予算 49億円
当初予算 243億円

※ 補正予算：  
H26～H28の  
3年平均×5年

※ 当初予算：  
H26～H29の  
4年平均×5年



計画的に推進するためには

国にお願いすること

1. 当初予算での総額確保・増額
2. 補正予算の活用
3. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置の継続実施

# リニア中央新幹線 三重・奈良ルートの早期実現

【担当省庁】国土交通省

国にお願いすること

## 1 「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートの早期確定

- (1) 地元が用地取得、土砂処分、住民調整を前倒しして実施し、また、駅周辺のまちづくりの具体的な検討・計画的な整備により、民間投資を前倒しして呼び込むことができるよう、「奈良市附近」の駅位置及びルートを早期に確定すること。
- (2) ルートは、リダンダンシーの観点から、整備計画通り、東海道新幹線とできる限り離した「奈良市附近」を経過地とする、三重・奈良ルートとすること。

## 2 環境影響評価に係る手続きの早急な着手

「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートを早期に確定するため、速やかに名古屋～大阪間の環境影響評価手続きに着手されるよう、国において調整すること。

## 3 県内への車両基地の設置

名古屋～大阪間の車両基地は、大阪のターミナル駅の近傍である奈良県内へ設置すること。

## 4 早期事業化による一日も早い全線開業

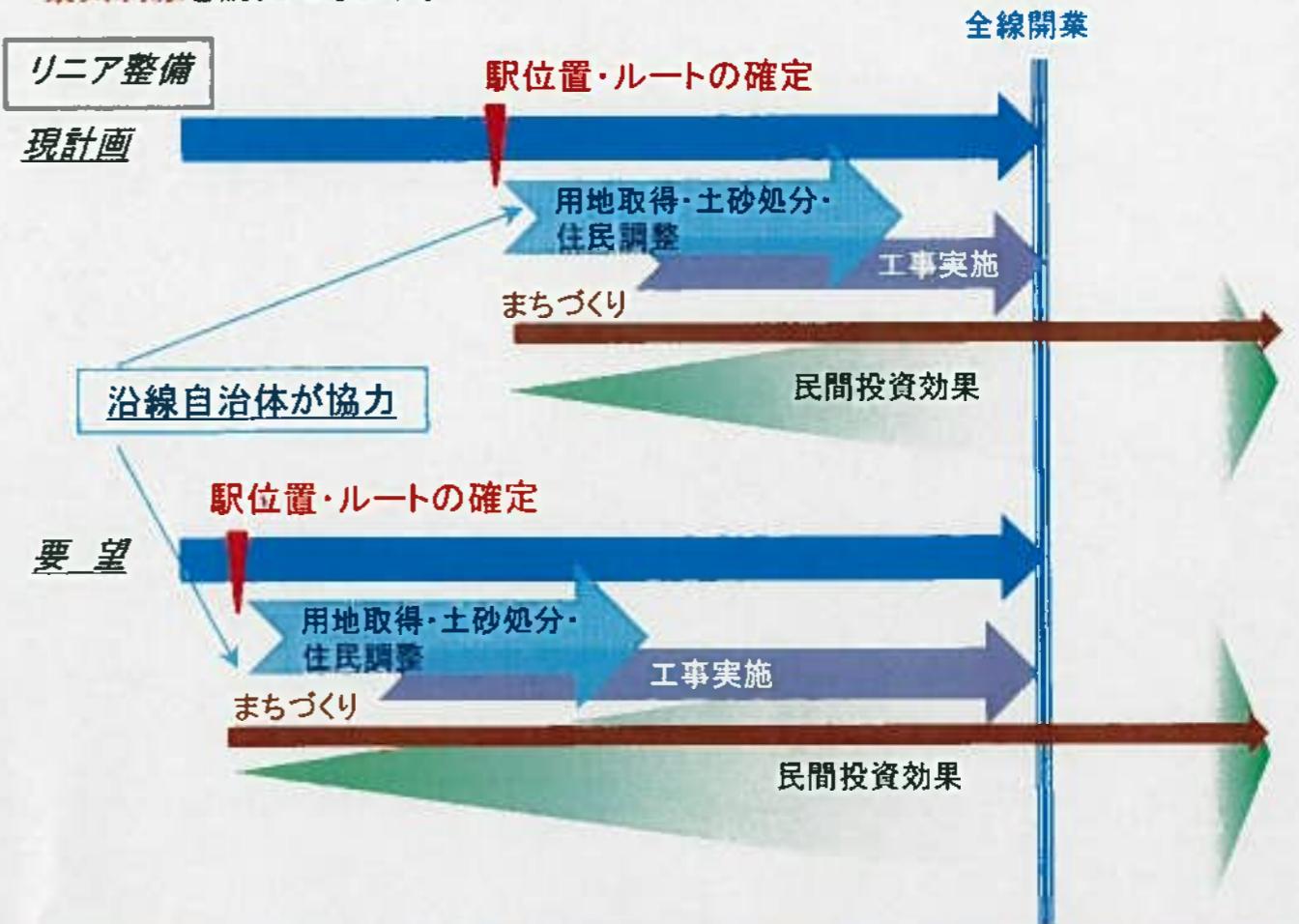
リニアの効果を広く全国に行き渡らせるため、間を置くことなく名古屋～大阪間の早期事業化を図り一日も早い全線開業を行えるよう、事業の進行管理に万全を期し、まずは全線開業8年間前倒し(平成49年の全線開業)を確実なものとすること。

### 【奈良県における取り組み】

- リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会 総会決議  
平成29年5月23日 奈良県同盟会総会
- 三重県・奈良県リニア中央新幹線建設促進会議 共同アピール採択及び要望活動  
平成28年9月5日 第9回三重県・奈良県建設促進会議  
平成28年12月22日 共同アピールによる要望活動
- リニア中央新幹線建設促進期成同盟会 総会決議及び要望活動  
平成28年6月2日 全国同盟会総会

## ■駅位置・ルートの早期確定の効果

用地取得、土砂処分、住民調整など事業促進の環境整備を前倒しして協力できるとともに、計画的なまちづくりを進めることで、民間投資の前倒しによる、景気刺激を誘発できます。



[事例：北陸新幹線 長野県佐久市 新幹線駅を核に新しい市街地形成]



整備前



駅開業から10年後

出展「北陸新幹線(高崎・長野間)事業に関する事後評価対応方針」(H20.3(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

# 大和川流域の総合治水対策の推進

【担当省庁】国土交通省

## 国にお願いすること

### 1. 直轄遊水地の整備促進

- ① 地元調整が整った地区から用地買収の促進、早期工事着手
- ② 県の内水対策、まちづくりとの一体的整備

### 2. 新たな総合治水対策の推進

- ① 県と流域内市町村が推進する総合治水対策への連携・協力
- ② 上下流の市町村が連携した「貯める対策」への支援充実  
流域貯留浸透事業の補助率1/3→1/2

## 【近年の状況】

- 戦後最大の洪水である昭和57年の大和川大水害を契機に国・県・流域市町村で総合治水に取組み、今年で35年を迎えるが、今なお浸水被害が発生
- 平成25年台風18号、平成26年台風11号と2年連続で大和川（王寺町藤井）において計画高水位を超過

## 【奈良県の取組】

- △内水対策と条例
- 安堵町窪田地区及び川西町唐院地区においては、直轄遊水地の整備に併せて、県と町が内水対策を実施
- 大和川流域における総合治水の取組の体系化と新たな課題解決に向けた取組強化のため、「総合治水に関する条例」を9月議会上程を目指し進めている

## 【直轄遊水地候補地のエリア】



写真提供元 国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所

## 【大和川流域周辺の状況】



## 大和川流域の総合治水対策の推進

⇒ 直轄遊水地整備や遊水地と連携した県と町による内水対策が必要

地域の浸水被害が低減され、京奈和自動車道の整備も相まってさらに企業誘致が促進できる

【県担当部局】 県土マネジメント部河川課